

チャーター便運航時における消防能力補完に関する協定書

山形空港のチャーター便運航時における山形空港の消防能力の補完について、山形県知事 吉村 美栄子（以下、「甲」という。）と東根市長 土田 正剛（以下、「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

1 総則

甲は、チャーター便運航時において、乙が有する化学消防車両及び必要な消防隊員（以下、「消防隊」という。）の出動及び待機並びに緊急事態が発生した場合の初期活動に関する業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 出動日

- (1) 出動日は、平成 30 年 2 月 1 日以降、山形空港にチャーター便が運航する日のうち甲が要請した日（以下、「要請日」とする。）とする。
- (2) 甲は、原則として乙に対し書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- (3) 乙は、自市内において、要請日のチャーター便運航時間帯（着陸 15 分前から離陸後ノーリターンポイント通過後まで。以下同じ。）又はそれ以前の時間に大規模な火災等が発生した場合、その対応を優先させることができる。

3 出動体制

- (1) 乙は、要請日のチャーター便運航時間帯に、消防隊を山形空港に出動及び待機させるものとする。
- (2) 甲は、要請日の到着時刻 2 時間前におけるチャーター便の動向を、乙に連絡するものとする。また、変更の都度連絡するものとする。
- (3) 消防隊は、待機時間中に航空機事故等の緊急事態が発生した場合、山形空港消防警備隊とともに初期消火活動を行うものとする。

4 消防隊の出動及び待機に係る費用の負担

- (1) 甲は、消防隊の出動及び待機にあたり、所要の費用を負担をするものとする。
- (2) 前記(1)の費用の額は、緊急消防援助隊活動費の算定方法に準じて算定するものとし、甲、乙協議して定めるものとする。

5 費用の支出

- (1) 甲は、前記 4 の費用を委託料として、乙に支払うものとする。

(2) 乙は、年度ごと、一定期間ごとにその出動、待機が完了した場合、甲に対し委託料の請求書を提出するものとし、甲は、請求を受けたとき、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

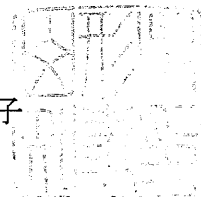
6 疑義の決定

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年1月31日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東根市中央一丁目1番1号
東根市長 土田 正

